

番号	1)
項目	現在の介護保険料の仕組みは限界です。国庫負担増で介護保険料引き下げ、介護を充実するように国に求めてください。
(回答) 介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支えるために創設された社会保険制度であり、50%の公費負担と 50%の保険料負担により制度設計されており、受益と負担の関係から、多くの方がサービス利用されれば保険料も上がる仕組みとなっております。 本市では、制度を長期的に安定して運営するため、国の負担割合の引上げなど必要な財政措置を講じるよう、機会あるごとに国に要望しているところであります。	
担当	福祉局高齢者 施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	2)
項目	当面、大阪市の独自財源（財政調整基金・6年度末見込 <u>2,861 億円</u>など）を投入して、<u>介護保険料を据え置いてください</u>。そのため万博・カジノ関連予算など無駄使いを見直してください。
（回答） 介護保険料を引き下げるために一般財源を投入することは、健全な介護保険制度の運営と財政規律の保持の観点から適当ではないと国から見解が示されております。 本市の介護保険につきましても、この国の見解に沿った運営を行っております。 （下線部について回答）	
担当	福祉局 高齢者施策部 介護保険課（管理グループ） 電話：06-6208-8028

番号	2)
項目	当面、大阪市の独自財源（財政調整基金・6年度末見込 2,861 億円など）を投入して介護保険料を据え置いてください。そのため、万博・<u>カジノ関連予算など無駄遣いを見直してください。</u>
(回答) I Rは、ホテル、M I C E施設、レストラン、エンターテインメント施設、カジノ施設など、カジノの収益を活用して、多くの集客施設を民間事業者が一体的に整備・運営する複合型の施設であり、民間事業者の活力と創意工夫を最大限に活かす民設民営の事業です。 事業者が自らの出資や借入れにより資金調達を行い、1兆円を超える投資を行うものであり、府・市で資金を投じて設置、運営するものではありません。 大阪・夢洲でのI R立地は、世界中から新たに人、モノ、投資を呼び込むものであり、持続的な民間投資による経済波及効果や雇用創出効果に加え、幅広い産業分野の活性化など、大阪の経済成長に大きく貢献するものです。 さらに、カジノ収益の社会還元として、納付金等の収入を、ギャンブル等依存症対策の充実などの懸念事項対策をはじめ、子育てや教育、福祉、観光振興、地域経済振興など、住民福祉の増進や大阪の成長に向けて広く活用することにより、市民の暮らしの充実やさらなる都市の魅力と国際競争力の向上を図ってまいりたいと考えております。 なお、土壌汚染対策や液状化対策等の土地課題への対応については、大阪I Rが国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、I R事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担するものです。負担については、土地売却・賃料収入など事業経営に伴う収入から賄われる特別会計である港営事業会計で負担することとなっており、府民・市民の税で負担するものではありません。 今後も引き続き、世界最高水準の成長型I Rの実現に向けて取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	I R推進局 推進課 調整グループ 電話：06-6210-9235

番号	2)
項目	当面、大阪市の独自財源（財政調整基金・6年度末見込 2,681億円など）を投入して介護保険料を据え置いてください。そのため、<u>万博・カジノ関連予算など無駄遣いを見直してください。</u>
(回答) 大阪・関西万博には、約 160 の国・地域が一堂に会し、「いのち輝く未来社会のデザイン」というテーマに沿って世界共通の課題に対して各国の価値観による最先端技術等が実証・実装され、それが新たなイノベーションとなり、次の未来社会につながるという大きな開催意義がございます。 また、当局予算については、必要な経費について予算要求し、市議会及び府議会により承認されております。 大阪府市としても、国や博覧会協会等と連携しながら、万博の円滑で安全・安心な運営に取り組んでまいります。 (下線部について回答)	
担当	万博推進局 総務部 総務課 電話：06-6690-7801 企画部 企画課 電話：06-6690-7556

番号	3)
項目	大阪市補聴器購入助成事業は次のとおり改善してください。 ①介護予防活動参加を条件としないこと ②助成額は、少なくとも 15 万円以上とすること ③償還払い（後払い）だけでなく、受領委任払いも可能とすること ④区役所で受付・決定を行うこと
（回答） ①本市では、聴力機能の低下により外出等が困難な 65 歳以上の高齢者の方の“聞こえ”をサポートし、周囲の方との交流や介護予防活動等の社会参加を支援するため、令和 7 年 4 月 1 日より、「新たに補聴器を購入し、購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただける 65 歳以上の軽度・中等度の難聴の方」を対象に、補聴器購入費用の一部を助成しています。 本事業は、難聴が原因で外出等が困難な方に、購入された補聴器を活用して介護予防活動等を行っていただくことで、難聴高齢者の社会参加を支援し、介護予防に資することを目的としているため、介護予防活動等を行っていただくことを助成の要件としております。 ②本事業の助成に係る上限の金額については、すでに 65 歳以上の高齢者に対して補聴器の購入費用について助成を行っている他の指定都市や大阪府内の市町村の状況を踏まえ、1 人の対象者につき 25,000 円を上限としております。 ③本事業は、「新たに購入した補聴器を活用しながら介護予防活動等を行っていただくこと」を助成の要件としているため、購入した補聴器に係る領収証の写しや介護予防活動等の実施状況に係る報告書を請求書と併せて提出していただいた上で、償還払いにより助成費用を支給することとしています。 ④本事業は、迅速性や簡便性の観点から、郵送や行政オンラインシステムでの申請を基本とし、申請の受付をはじめ、関連する書類の審査、助成の決定までを含めた業務のすべてを福祉局で行っています。 申請方法につきましては、本市ホームページや事業の案内冊子等に記載していますが、案内冊子を様々な場所で配布し、多くの方に手に取っていただけるよう、広く周知に努めてまいります。 本市としましては、聴力機能の低下により外出等が困難な高齢者の“聞こえ”をサポートし、人との交流や介護予防活動など、社会参加への支援に取り組んでまいります。	
担当	福祉局 高齢者施策部 地域包括ケア推進課 電話：06-6208-9957